

公 告

鳥取市地域包括支援センター運営業務（５カ所の地域密着型包括支援センター）について、公募型プロポーザル方式により受託者を選考するので、次のとおり公告する。

令和７年６月１１日

鳥取市長 深 澤 義 彦

１ 業務概要

（１）委託業務名

鳥取市地域包括支援センター運営業務

（２）公募対象センターの担当圏域及び設置数等

センター名	担当圏域	配置数	高齢者人口（令和７年３月３１日現在）
鳥取市南部 地域包括支援センター	河原中学校・千代南 中学校（用瀬・佐治）	１	４,６９７人
鳥取北 地域包括支援センター	北中学校・中ノ郷中 学校	１	７,１１７人
鳥取西 地域包括支援センター	西中学校	１	４,１３０人
鳥取東 地域包括支援センター	東中学校	１	４,７５１人
鳥取市西部 地域包括支援センター	気高中学校・鹿野学 園・青谷中学校	１	６,６２３人

※ 担当圏域は地区公民館のエリアを基本とした中学校区単位とするが、一部、実際の中学校区と一致しない箇所あり。

（３）委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

契約については、単年度契約とし、センターの運営状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、次年度以降の契約を更新する。

概ね５年間を経過するごとに公募を行い、受託法人を選考することとする。ただし、次期以降の選定方法等は５年経過までの期間に検討する。

（４）業務内容

鳥取市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり

（５）運営財源

センターの運営財源は「ア センター運営業務委託料(以下「委託料」という。)」と「イ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費」とする。

ア 委託料

センター名	令和7年度の委託料 (予定上限額 1年分)	内訳 (参考)
鳥取市南部 地域包括支援センター	29,319,000 円	人件費 事務費
鳥取北 地域包括支援センター	35,942,000 円	人件費 事務費
鳥取西 地域包括支援センター	30,745,000 円	人件費 事務費
鳥取東 地域包括支援センター	28,297,000 円	人件費 事務費
鳥取市西部 地域包括支援センター	31,940,000 円	人件費 事務費

※ 委託料(予定上限額)は、配置予定職員数に基づく人件費並びに配置予定職員数及び圏域内高齢者数に応じた事務費等を積算した上限額の目安を示すものであり、令和8年度予算の予算編成等により変更となることがある。契約金額については、選考された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成したうえで徴する見積書の金額を勘案し、事業者との調整により決定する。上記委託料には、センター開設準備期間中の人件費は含まない。

※ 認知症地域支援推進員を配置できる場合は、上記予定上限額に6,189,400円(予定上限額 1年分)を加算する。(推進員は別途契約)

イ 介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

全額を受託法人の収入とするが、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託している場合には、居宅介護支援事業所へ委託料を支払う。

2 参加資格

参加資格を有する者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67に規定する法人で、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 原則として、応募する圏域内にセンターを設置できること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の22の規定に基づき、本市の指定を受け、鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年鳥取市条例第38号)を遵守し、指定

介護予防支援事業を実施することができること。

- (3) 法第115条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 鳥取市内に、法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所（福祉用具を貸与・販売する事業所を除く。）又は施設を有し、かつ、当該事業所又は施設について3年以上の運営実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「役務」に登録されている者であること（参加表明書の提出締切日において、競争入札参加資格審査申請書を提出している者を含む。この場合において、プレゼンテーションの実施日の時点で当該資格を有していない場合は、失格とする。）。
- (7) 本公告の日以後契約を締結するまでの間において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がある者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税並びに本市の市税に滞納がないこと。

3 スケジュールの概要

令和7年6月11日（水）	～応募書類窓口配布
令和7年6月17日（火）	質問書提出期限
令和7年6月24日（火）	質問書回答期限
令和7年7月 2日（水）	参加表明書等提出期限
令和7年7月 9日（水）	参加資格審査決定・参加資格審査結果の通知発送
令和7年7月23日（水）	企画提案書等提出期限
令和7年8月中上旬	審査（プレゼンテーション）
令和7年9月上旬	審査結果通知
審査結果決定後～	契約候補者とのセンター開設に向けた協議 配置予定職員の本市への出向・業務引継ぎ

令和 8 年 4 月 1 日

業務委託契約締結、業務開始

4 実施要項

鳥取市地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）は、12に記載の担当部署において配布する。

また、鳥取市公式ウェブサイトからのダウンロードも可能とする。

（1）実施要項の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

イ 配布場所

12に記載の担当部署

本市公式ウェブサイトからのダウンロードも可能

ウ 配布時間

平日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）に規定する鳥取市の休日を除く日をいう。以下同じ。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

5 参加手続等

（1）参加表明書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

イ 配布場所

12に記載の担当部署

本市公式ウェブサイトからのダウンロードも可能

ウ 配布時間

平日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）に規定する鳥取市の休日を除く日をいう。以下同じ。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（2）質問書

本件プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書に質問事項を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所

12に記載の担当部署にメールで提出すること。

ウ 回答

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時までに本市公式ウェブサイトに掲載する。
なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時必着

イ 提出場所

12に記載の担当部署

ウ 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時までとする。

エ 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）することとし、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。持参する場合は、事前に鳥取市中央包括支援センターに電話でその旨を伝え、あらかじめ調整した日時に持参すること。この場合において、鳥取市中央包括支援センターへの電話は、平日の午前8時30分から午後5時までの間にするものとする。

オ 提出書類

（ア）参加表明書

（イ）公募型プロポーザル参加資格確認書

（ウ）直近3年分の貸借対照表、損益計算書、財産目録（任意様式）

（エ）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

※ 応募の3カ月以内に発行されたもの

カ 提出部数

（ア）、（イ）及び（エ）については正本1部、（ウ）については正本1部、副本8部提出すること。

6 企画提案書の提出

参加希望者は、実施要項に基づき作成した企画提案書等を次により提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

12に記載の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）することとし、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。持参する場合は、事前に鳥取市中央包括支援センターに電話でその旨を伝え、あらかじめ調整した日時に持参すること。この場合において、鳥取市中央包括支援センターへの電話は、平日の午前8時30分から午後5時までの間にするものとする。

(4) 提出書類

ア 鳥取市地域包括支援センター運營業務企画提案書提出書

イ 法人概要

※ 法人の概要・沿革・事業内容等が分かる資料（法人案内のパンフレット等）があれば添付すること。

ウ 法人が実施している介護サービスの状況

エ 地域包括支援センター運営企画提案書

オ 地域包括支援センター設置計画書

カ 職員配置計画書

（５）提出部数

正本１部・副本８部

7 審査

鳥取市地域包括支援センター運營業務委託事業者選考委員会を設置し、提出書類と応募者のプレゼンテーションをもとに、審査、ヒアリング等を行い、最も優れている提案者を受託候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

8 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに本市の公式ウェブサイトに掲載するとともに、応募者全員に書面により通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 失格事項

本プロポーザルの応募法人又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１）提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が実施要項に適合していないとき。
- （２）提案書等の作成形式等が、実施要項に適合していないとき。
- （３）虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- （４）プロポーザルの手続の過程で、参加資格を有しないことが明らかになったとき。
- （５）プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- （６）提出書類に虚偽の記載があることが明らかになったとき。
- （７）選考委員に対して直接又は間接に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- （８）受託候補者選考終了までの間に他の応募法人と応募提案の内容又はその意思について意図的に開示、相談を行ったとき。

10 受託候補者との協議・契約

選考された受託候補者と本市との間で委託内容等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づき随意契約の方法により契約を締

結する。なお、委託期間や開設時期等については、受託候補者との協議を可能とする。

本選考は、令和８年度予算の成立を前提とした事前準備行為として行うものであり、市議会において予算案の議決が得られなかった場合は、委託契約を締結できないため、十分に留意のうえ応募すること。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、応募等に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、受託候補者の選考以外の目的では使用しない。ただし、鳥取市情報公開条例（平成１１年鳥取市条例第１号）に基づく、情報公開の請求があった場合には、原則として公開の対象となる。この場合において、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本件委託契約の受託候補者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。
- (4) 業務委託契約は年度毎に行うものとする。ただし、次年度以降、本業務に係る歳入歳出予算に変更又は削除があった場合は、契約を行わない場合がある。

1 2 担当部署

〒６８０－８５７１ 鳥取市幸町７１番地

鳥取市福祉部 長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター （担当：藤木）

メールアドレス chuohokatsu@city.tottori.lg.jp

電話番号 ０８５７－２０－３４５７